

## 「新型コロナウイルス感染症」の感染防止のため、 技能講習、安全衛生教育等の実施にあたってのお願い

建設業労働災害防止協会香川支部

4月7日に東京都をはじめとする7都府県に新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発令されました。香川県は対象外ではありますが、講習等を行うにあたり、いろいろな対応が必要になっていきますので、受講者の皆様にはご不便をおかけしますがご協力をお願いいたします。

- 緊急事態宣言が発令された都府県にお住まいの方、勤務、仕事をされている方で、当支部での受講を希望される方は、緊急宣言が解除されてから、受講申し込みをしてください。
- 講習機関は各都道府県にありますので、できる限り地元の講習機関での受講をお願いします。
- 当支部での受講後に受講者から感染者が出た場合は、1か月程度講習等を中止することがあります。
- 事態が急変し、香川県知事から、講習等自粛の要請があった時は、講習等の中止または延期をいたします。
- 講師等に感染の疑いが出た場合、講習を中止せざるを得ない状況になった場合は、その講習を中止または延期することがあります。
- 講習会場が汚染されている恐れがある場合は、会場を変更することがあります。会場の確保ができないときは開催を中止または延期します。
- 講習を実施するにあたっては、
- 密閉空間とならないよう、講習会場ではできるだけ窓を開け換気を行いますので、気温の低い時は上着を着用してください。
- 密集場所とならないよう、席の間隔をとるため、定員を減らします。
- 密接場面とならないよう、講義中、講師と受講者の距離を取り、講師もマスクを着用します。
- 受講予定者で発熱等の症状がみられる場合は、欠席してください。次回以降の講習に変更しますので、ご連絡ください。
- 当日の体調について別添の間診票にご記入いただき、受付にご提出ください。
- マスクは各自で用意してください。マスク着用の無い人は入場をお断りいたします。
- 講習会場へ入室の際は手指の消毒をお願いします。
- 受講中、体調が悪くなった場合は、次回以降に受講できることとしますので、会場の係員に申し出て、帰宅してください。
- そのほか様々なことでご迷惑をおかけすることがあると思われませんが、受講者の皆様のご理解・ご協力をお願いします。

以上